

保護者のみなさまへ

紀の川市福祉事務所長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に伴う保育料等（主食費・副食費を含む）の減免申請の提出について

令和 4 年 1 月からの新型コロナウイルス感染症拡大により、下記のとおり、保育料等の減免措置を適用させていただきます。

対象者となった場合は、所定の申請書を、翌月の 15 日までに在園している保育所等まで提出いただき、申出のあった期間中の保育料等を減免いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1・減免対象

- ①園児が新型コロナウイルス感染症に感染した場合（保健所の指示する自宅もしくは入院療養期間）
 - ②同居家族が陽性となり、園児が濃厚接触者となった場合（保健所の要請する自宅待機期間）
 - ③施設・クラスの閉鎖により自宅待機となった場合
 - ④兄弟の施設・クラスの閉鎖により、要請に応じて自宅待機となった場合
- ※③、④に関しては、施設が閉鎖を実施した期間内とする。

2. 保育料の取り扱いについて

①保育料の減免（日割計算）は、1日単位で適用。

②保育料の計算方法

対象月の保育料減免額＝月額保育料÷25日×減免日数

（例）4月分保育料月額 36,000 円・減免日数 10 日 の場合

【減免額】 $36,000 \text{ 円} \div 25 \text{ 日} \times 10 \text{ 日} = 14,400 \text{ 円}$ （翌月の保育料で減額）

【4月分保育料】 $36,000 \text{ 円} - 14,400 \text{ 円} = 21,600 \text{ 円}$

主食費・副食費も保育料と同様に日割り計算を行います。

当月分の保育料は、減免前の金額で徴収し、1カ月の利用状況を確認した後、紀の川市から利用者負担額決定通知書を送付します。

翌月以降の保育料の納付の際に、減免額分を差し引いた金額を保育料として請求しますが、調整できない場合は、直接保護者へ還付します。

事務担当 紀の川市福祉部 こども課 保育班

Tel0736-77-2511（代表）